faro ファーロ

東京司法書士会

「いざというとき」
あなたを照らすサポートマガジン

司法書士 150th ANNIVERSARY

vol.59
2023年
春号

特集

その書類、大丈夫ですか!?

～「書類にひそむトラブルの火種」の予防法、教えます～

コラム
新・司法書士今昔物語
「ゼロワンマップ」を作成し
司法過疎問題に取り組んだ司法書士たち

連載
世界の偉人に学ぶ！ 野口英世

Q&A
司法書士なんでも相談室
・「相続放棄」をする場合の手続きは？
・子どもの養育費の取り決めは18歳成人で変更になる？

特集

その書類、大丈夫ですか!?

私たちの生活には、さまざまな書類が関わってきます。
「部屋を借りる契約書」「入社時の誓約書」
「死後に備える遺言書」「相続のための遺産分割協議書」
「損害賠償を請求するための内容証明郵便」……
これらの書類はトラブルを予防または
解決するためのものですが、
言われるままに署名・捺印したり、
法的知識が不十分な状態で作成したりすると、
トラブルにつながってしまうことがあります。
ちょっとしたミスで
取り返しのつかない後悔をしないために、
書類にひそむトラブルの火種と、
その予防法を知っておきましょう。

Part 1

実は危険がいっぱい！
うかつな「署名・捺印」に気を付けて

賃貸や雇用などの契約時や、遺産分割や規約に同意するときなど、提示された書類に署名・捺印をした経験が多くの方にあると思います。そのときあなたは、書類の内容（契約条項）に目を通したでしょうか？「内容については説明を受けたから、大丈夫だと思って」「形式的なものだからと言われて」と、読まずにハンコを押してしまった経験はないでしょうか？ 実はそれは、とても危険なことです。

どんな書類でも、そこに署名・捺印するということは、法的には「書かれている内容にすべて同意します」と宣言をするのと同じ、と考えましょう。万一トラブルが起こって裁判になったときには、その書類は、「あなたが同意した」という証拠として扱われます。そのときになって、「読んでいなかった」「内容を理解していなかった」ということを証明するのは、司法書士や弁護士など法律の専門家であっても非常に困難です。安易に署名・捺印せずに、少しでも気になることがあればきちんと確認しましょう。

こんなときには注意！

特に気を付けたいのは、次のようなケースです。

署名・捺印を急がせる

「今すぐここに署名・捺印して」と迫るなど、急がされる場合は要注意です。相続放棄の期限が迫っているなど、正当な理由で書類提出を急がなければならないこともありますが、多くの場合は、あなたにじっくり内容を読まれたくないなど、何か後ろめたい理由があると考えたほうがいいでしょう。詐欺や悪質商法では、急がせることで相手に考える時間を与えないのが常套手段。「急かされたら、逆に慎重に時間をかけて確認する」くらいの心構えでいると安全です。

「専門家に相談してから」と言うと怒り出す

書類内容に疑問があるときに、専門家の意見を聞いて判断したいと思うのは当然です。しかし、そう申し出ると、「オレのことが信用できないのか」「親戚を疑うのか」などと怒り出す人がいます。後ろめたいところがなければ、専門家に相談されたところで何も問題はないはず。怒り出すのは、何か不都合なことを隠していると言っているようなものです。理不尽な怒りには屈せずに、堂々と専門家に相談しましょう。

「連帯保証契約」は特に慎重に

「絶対に迷惑はかけないから、名前だけ貸して」などと言われて、保証人を頼まれたことはありませんか？ たとえどんなに信用できると思う相手でも、保証契約、特に「連帯保証契約」と書かれた書類には、決して安易に署名・捺印しないでください。その書類に署名・捺印してしまったら、「迷惑をかけない」という口約束は意味を持ちません。ある日突然、その人の代わりに借金の支払いを求められたり財産を差し押さえられたり、ということが起こりえます。しっかり内容を確認し、「それでもいい」と思えない場合は断りましょう。

Part 2

後悔しない書類のつくり方

「遺言書」「遺産分割協議書」「内容証明郵便」は、多くの人が人生の中で関わる可能性の高い書類です。しかしこれらの作成には、注意が必要。思わぬことで法的に無効になってしまったりトラブルにつながるなど、さまざまなリスクが潜んでいます。

遺言書

生前に「自分の財産を、誰に、どれだけ残すのか」についての意思表示をする書類

コロナ禍の影響もあり、自分の死後について大切な人たちに意思を伝えるために、遺言書を書こうと考える人が増えています。遺言書には、大きく分けて3つの種類があります(下記参照)。一般的によく利用されるのは、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」。自分一人で書けて費用もかからないということで、「自筆証書遺言」を選ぶ人も多いようです。

さらに、2020年には法務局の「自筆証書遺言書保管制度」(※)がスタートし、紛失や改ざんが防げるようになりました。遺言書の保管申請時には法務局で外形的なチェックが受けられることもあり、「これで安心」と思いがちです。しかし、重要なのは内容。法務局では内容に関する相談には一切乗ってもらえないので、ちょっとしたミスや見逃しによって、せっかく書いた遺言書が無効になったり、相続人同士の争いに火を付けたり、というようなことが起こります。

※自分で作成した遺言書(自筆証書遺言書)を法務局に持参すると、保管手数料3900円で保管してもらえる制度

遺言書の種類

「公正証書遺言」

遺言者が口述し、公証人が筆記して作成、公証役場で保管される。証人2名が必要で費用もかかるが、形式や内容の不備で無効になる心配はない。

「自筆証書遺言」

遺言者本人が自筆で作成(財産目録はパソコンでの作成も可)する。保管は、自身で行うか、法務局の「自筆証書遺言書保管制度」を利用。

「秘密証書遺言」

遺言者本人または代筆で作成。公証人と証人の前で封をすることで、自身の遺言書であることが認められる。保管は自身で行う。(※現在はほぼ利用なし)

トラブル例

CASE 1 相続財産の書き方が不明確で特定できない ▶争いの火種に

自宅周辺に田畑を複数所有していたAさん。死後に「家の東側の畑は長男に、残りは次男に相続させる」という遺言書が見つかったが、「東側の畑」が具体的にどこを指すのか兄弟で見解が食い違い、争いになってしまった。

司法書士のアドバイス

▶土地の登記事項証明書（登記簿）通りに記すなど、誤解の生じない書き方をすべきでした。特定の人に特定の物を相続させたい場合には、その「特定の物」が何を指すかが第三者にもはっきりわかるように、明確に書くことが大切です。

CASE 2 相続人に指定した人が、先に亡くなってしまった ▶遺言が無効に

高齢のBさんの法定相続人は弟のみ。しかし、弟には絶対に財産を渡したくなかったBさんは、「同性パートナーのCさんに全財産を残す」という遺言書を書いた。しかし、Bさんが意識不明で入院している間に、思いがけずCさんが先に急死。遺言書は無効になり、遺産は弟に相続された。

司法書士のアドバイス

▶この場合は、「Cさんが亡くなっていた場合は、Dさんに相続させる」という予備的な内容を加えておけば、遺言書が無効になることは避けられました。起こりうる事態を想定し、それに備えた書き方をしておくことが必要です。

CASE 3 遺言に書き漏らした不動産があった ▶遺産分割協議をするはめに

自宅を妻に相続させるために、所在地と地番まできちんと調べて遺言書を書いたEさん。しかし実は、共有の私道の持ち分があり、別に登記されていた。そのことを忘れていて遺言書に書かなかったために、私道の相続が宙に浮いてしまった。

司法書士のアドバイス

▶共有の私道やごみ置き場などはうっかり忘れて相続登記漏れとなり、後日売却しようとしたときなどに発覚することが多いです。そうなると、あらためてその部分について相続人全員で遺産分割協議をしなければならず、せっかく遺言書を書いた意味がなかった、ということになりかねません。心配な場合は、「上記に記載のない不動産については、すべて妻に相続させる」などと予防的に書いておくと良いでしょう。

▼ほかにこんなトラブルも

無効

- パソコンで作成した遺言書の財産目録に自筆署名がない
- 日付が「1月吉日」となっている（具体的な日付が必要）
- 夫婦連名で書いた（2人以上が１通の遺言書で遺言を残すことは法律上できない）

争いの火種に

- 「全財産を長男に」と書いて、兄弟で裁判沙汰に。子や配偶者は、遺産の一定割合を相続する権利（遺留分）を持っているので、遺留分に配慮しない遺言は争いの種に。

トラブルを防ぐポイント

専門家チェックで確実に実現

遺言書の書き方を指南する本やネット情報はたくさんありますが、相続の事情は人それぞれでひな型通りにはいきません。法律知識や相続手続の経験がないと、思いがけないことを見逃している可能性があります。自分の意思を確実に実現するためには、司法書士など専門家のチェックを受けるのが確実です。

「付言事項」で思いを伝える

遺言書には、財産の分け方などとは別に、遺言者の気持ちなど相続人に伝えたいことを「付言事項」として書くことができます。法的効力はありませんが、遺言の理由や家族への思いを書き残しておくことで、相続人が遺言内容を理解や納得しやすくなり、相続トラブルを回避することにもつながります。

司法書士に依頼できること

- **遺言書の作成に関するアドバイスやサポート（相続トラブル対策の提案なども）**
- **自筆証書遺言の形式や内容のチェック**

※この他、遺言書の保管や執行、必要書類の収集、公正証書遺言作成時の証人なども、幅広く依頼できます。

内容証明郵便

「誰が」「誰に」「いつ」「どういう内容」を送ったかを第三者に証明できる郵便（書類）

内容証明郵便を出す案件として多いのは、慰謝料や損害賠償の請求、クーリングオフの契約解除通知、売掛金や賃料の未払金督促などです。これらをなぜ内容証明郵便にするのかというと、主に、その後に想定される裁判で「証拠」として提出するため。相手が慰謝料や未払金を払ってくれない、クーリングオフしたのに代金を請求される、などの事態で裁判になったときに、内容証明郵便なら、「このように請求している」「契約解除を期限内に通知している」とはっきり証明できます。

そのため内容証明郵便は、「何のために出すのか」という目的を明確にして、その目的に合った書き方をする必要があります。それを間違えると、証拠として役立たなかったり、トラブルをこじらせてしまうこともあります。

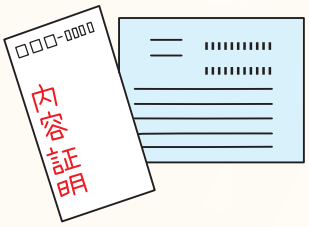

トラブル例

CASE 1 自分の思いを綿々と書き綴ってしまった ▶裁判で不利な証拠に

Fさんは、夫の浮気が原因で離婚を決意。浮気相手と夫に対して、内容証明郵便で慰謝料の請求を送った。その際に、今までの怒りや不満が爆発して、夫への恨みつらみを書き綴った。しかし、離婚訴訟でその内容と一部矛盾することを述べてしまい、Fさんに不利な証拠として相手に利用されてしまった。

司法書士のアドバイス

▶気持ちに任せて書くと、どうしても余計なことまで書いてしまいがち。内容証明郵便は、相手への手紙ではなく法的書類だということを意識して、必要事項だけを第三者にもわかりやすく明確に書くことが大切です。

CASE 2 ご近所トラブルで、間違った相手に送ってしまった ▶人間関係に亀裂

マンション上階からの騒音に悩まされていたGさん。管理会社に相談しても一向に改善されないので業を煮やし、内容証明郵便で真上の部屋の住人にクレームを送った。ところが、実は騒音の原因はその部屋ではなく、斜め上の部屋だった。Gさんは真上の部屋の住人に謝罪したが、人間関係の修復が難しく、Gさんはそのマンションにいづらくなってしまった。

司法書士のアドバイス

▶これは、そもそも内容証明郵便で送るべき案件ではありません。「普通に手紙を送っても無視されるから」という理由で内容証明郵便を選択する方がいますが、それはトラブルの解決にはつながらず、こじれさせるだけ。内容証明郵便を送るということは、「あなたとの裁判を想定している」と言っているようなもので、相手との対立姿勢が鮮明になってしまいます。

トラブルを防ぐポイント

内容証明郵便に「思い」は不要

一般的な手紙は思いを伝えるために書くことが多いですが、内容証明郵便の場合は、「思い」は不要。裁判での証拠として使うことが主目的なので、必要事項のみをシンプルに、形式に則って書くことが鉄則です。

「解決の道筋」を想定して書く

内容証明郵便の出し方は日本郵便のホームページなどで調べることができ、インターネットでも出せます（e内容証明）。出すこと自体はそれほど難しくないのですが、重要なのは、その後の裁判などトラブル解決の道筋を想定した上で、それに合った内容で出すことです。悩んだときには、司法書士など専門家に相談してください。

司法書士に依頼できること

- トラブルの内容や目的に合った内容証明郵便の作成

※この他、さまざまなトラブルに関するご相談もお受けします。

遺産分割協議書

相続人全員の参加による遺産分割協議で合意した内容をまとめた書類

遺言書がない場合、金融資産や不動産の名義変更といった相続手続に必要になるのが、遺産分割協議書。この遺産分割協議書に問題があると、遺産分割協議のやり直しを求められたり、相続人の間でトラブルになることがあります。

トラブル例

CASE 1 法定相続人の一部が参加していなかった ▶無効

父が亡くなり、遺言書がなかったので、相続人となった3人の子どもは遺産分割協議書を作成した。ところが、実は父は若いころに結婚・離婚しており、その相手との間に子どもがいたことがわかった。

司法書士のアドバイス

▶相続人が全員揃っていない遺産分割協議書は、問答無用で無効になります。「相続人は自分たちしかいない」と思い込まず、相続人の特定には必ず、「被相続人(亡くなった人)の出生時から死亡するまでの戸籍謄本」をすべて集めて調査してください。

CASE 2 認知症の相続人が署名・捺印した ▶無効

父が亡くなり、相続人は母と2人の子ども。高齢の母は認知症を発症しており、意思の確認が難しくなっているが、子どもたちは「母の思いはわかっているから」と2人で遺産分割協議書を作成。母には署名・捺印してもらった。

司法書士のアドバイス

▶未成年や重度の認知症の相続人が、法定代理人を立てずに本人が署名・捺印した場合、その遺産分割協議書は無効になります。家庭裁判所に申立てをして、成年後見人を立ててもらう必要があります。

トラブルを防ぐポイント

困難な相続人調査は専門家へ

相続人の中に行方不明者や海外居住者、国際結婚をした人がいる場合や、相続が発生してから時間が経っている場合は、相続人の調査・特定は大変な作業になります。司法書士など専門家の力を借りるのがおすすめです。

署名・捺印の前によく確認

遺産分割協議書については、協議には参加せず、作成された書類に署名・捺印をすることも。よく読まずに署名・捺印してしまうと、後から納得できないことが出てきても取り消すのは非常に困難なので、十分注意してください。

司法書士に依頼できること

- 遺産分割協議書の作成
- 法定相続情報一覧図作成や保管・写しの交付申出
- 遺産承継業務(遺産整理業務)

※この他、戸籍謄本など必要書類の収集と調査、相続人の特定、相続登記や相続財産の調査や管理など、相続手続全般について広く依頼できます。

まずは無料のホットラインにお電話ください

「こんなことも司法書士に頼める?」「費用が心配だけど……」
などの疑問や不安がある場合は、まずは右記にお電話ください。
ホットラインでのご相談は無料です。

司法書士ホットライン
TEL.03-3353-2700
平日10:00～15:45
※年末年始、お盆期間を除く

司法書士 なんでも相談室

身の回りで起こるトラブルや悩み事。
法律の専門家なら、解決のための
アドバイスができることがあります。
このコーナーでは、皆様のお悩みに
司法書士が答えていきます。

Q1

**独身の叔母が亡くなり、
私を含めて3人いる姪が相続人となりました。
遺された財産は、叔母の面倒をみてくれていた
他の2人に譲り、私は相続を放棄したいのですが、
2人にその旨を連絡すればいいのでしょうか。**

A 相続人が、亡くなられた方（被相続人）の権利や義務を一切受け継がない「相続放棄」をする場合は、他の相続人に連絡したり、遺産分割協議で何も相続しないこととしただけでは、効力は生じません。相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に、家庭裁判所へ相続放棄の申述書を提出する必要があります。

相続放棄の申述書提出時には、叔母さんの相続人が姪だけであることを証明する必要があるので、叔母さんの出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本をはじめ、さまざまな戸籍謄本を取り寄せて提出する必要があります。申述書の作成や必要書類の準備にお困りの場合は、司法書士など専門家へご相談ください。なお、相続放棄の申述が受理された場合は、自分が相続人にならないことを他の相続人へ連絡したほうがいいでしょう。

Q2

**離婚した6年前に、別れた元夫から、子どもが成人になるまで
毎月の養育費を支払ってもらう取り決めをしました。
成年年齢が引き下げられたので、
18歳までしかもらえなくなったのでしょうか。**

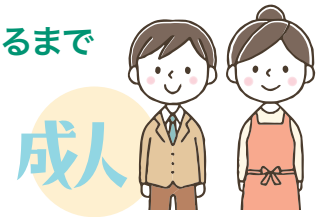

A 取り決めをした時点では成年年齢が20歳であったため、成年年齢引き下げの影響は受けず、20歳まで養育費の支払いを受けることができると考えられます。

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに必要な費用です。成年年齢に達したとしても、自立していなければ養育費の支払いを受けることができます。一般的には、子どもが大学を卒業するまで支払いを受けられることが多いです。

養育費を取り決める際は、金額、支払期間、支払時期、振込先などを具体的にし、後日紛争になることを防止するため、書面に残すといいでしょう。

新・司法書士今昔物語 第4回

「ゼロワンマップ」を作成し司法過疎問題に取り組んだ司法書士たち

「司法過疎」とは、弁護士が極端に少なく、いざ何かトラブルが起きたときに相談や依頼が困難な地域の状況をいう。23年前の司法制度改革審議会の場で、地図を用いて弁護士偏在を可視化し、司法書士による法律相談を全国に広げるために尽力した司法書士たちがいた。

後閑一博（ごかん・かずひろ）

1989（平成元）年、司法書士登録。離島など、司法過疎地域の法律相談に長年取り組んできた。現在は地理的な司法過疎問題だけでなく、精神障害者や難民など社会的弱者の救済に関心を寄せる。

1999年に始まった「司法制度改革審議会」の中で、隣接法律専門職（弁護士の職域に接する士業）のヒアリングが行われた。よりよい司法制度の実現に向け、隣接専門職が有する専門性の活用・職域拡大を検討するもので、第24回会議（2000年7月7日開催）には、司法書士を含む5業種（※1）の代表が、説明者として招かれた。このとき、議題のひとつとなったのが、司法書士に対し、簡易裁判所における民事訴訟の代理権を付与すること、司法書士が法律相談に応じることの是非だった。

「あの頃はまだ、司法書士が法律相談を行うだけで弁護士会から非弁行為（※2）だと警告を受ける時代でした。もともと司法書士の本来業務に『裁判書類作成』があったため、裁判書類作成の前提として相談を受ける能力は当然備えていると考えるべきなのですが」

そう振り返るのは、当時、全国青年司法書士協議会（全青司）の一員として司法過疎の問題に取り組んでいた後閑一博だ。

「法律家としての職責を果たすためにも、法律相談は司法書士の使命といえました。実際、弁護士不在の地方で活動する司法書士のもとには、困りごとを抱えた市民から多くの相談が寄せられていたのです」

司法過疎の実態を審議会で示すため、後閑らはまず全国3千超の基礎自治体（市区町村。1999年時点）に対し、法律相談に関するアンケートを実施。市民のニーズや各自治体の対応を調査したところ、約2千件の回答を得て、うち130ほどの自治体から法律相談実施の要望を受けた。

「全青司はすぐに要望のあった地域での巡回法律相談をスタートし、私も小笠原村などに足を運びました。このアンケート結果は、司法サービスを必要とする市民のセーフティネットとして、司法書士がなすべき活動の足掛かりとなりました」

司法書士による法律相談の必要性を視覚的に訴えるために、後閑らが作成したのが「ゼロワンマップ」だ。白地図をもとに、弁護士と司法書士それぞれについて、登録されている基礎自治体に色をつけたもので、2人以上の所は赤、1人（ワン）の所は青、不在（ゼロ）の所は白いままとした。

「3263市区町村すべて塗り込んだ結果、司法書士の地図は一部地域が白いものの、多くが塗りつぶされ、全国津々浦々に存在することが示されました。一方、弁護士の地図は、都市部以外はほぼ真っ白。司法制度改革審議会の席上でこの地図を掲示した瞬間、会場全体がどよめいたと聞きました」

2000年時点の登録人数は、弁護士が1万7126人、司法書士が1万7034人でほぼ同数だったが、活動地域の違いは一目瞭然だった。ゼロワンマップのインパクトが大きかったのか、別の士業の出席者からも、司法過疎問題解決には、法律相談の弁護士独占が障壁になるとの声が上がったという。

このほか「司法制度改革審議会」では2年にわたり多くの審議が行われ、2001年に「21世紀の日本を支える司法制度」という意見書がまとめられた。そこには「司法書士への簡易裁判所での訴訟代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである」などの項目が盛り込まれ、その後の司法書士の職域拡大につながっていった。

※1 司法書士、弁理士、税理士、行政書士、社会保険労務士。
※2 弁護士でない者が、報酬を得る目的で、弁護士にのみ認められている行為をすること。

世界の偉人に学ぶ！

ピンチをチャンスに変える考え方

挫折、失敗、絶望。生きていれば誰しも「もうダメかも」と思うような瞬間があるかもしれない。そんなときは、偉人がヒントをくれる。どん底を乗り越え、偉業を成し遂げた彼らの考え方に学んでみよう。

今回の名言

「努力だ、勉強だ、それが天才だ 誰よりも、3倍、4倍、5倍勉強する者、それが天才だ」

— 野口英世

野口 英世（のぐち・ひでよ）
1876年、福島県生まれ。細菌学者。米ロックフェラー医学研究所を拠点に活躍。梅毒や黄熱病など多くの研究に取り組み、3度ノーベル賞の候補となった。西アフリカ・アクラで黄熱病研究中に自身も罹患し、51歳で死去。

野口英世は、わが国の代表的な偉人と言っても良いだろう。子供向けの伝記シリーズには欠かせない人物だが、偉人らしからぬ一面もあった。金銭感覚が乏しく、後先考えずにお金を使ってしまう悪癖があったのである。

野口といえば渡米して梅毒スピロヘータの純粋培養に成功したことで知られるが、こんな逸話がある。日本をいよいよ発つ前日の夜のこと。野口は飲み屋でどんちゃん騒ぎをしてしまう。その結果、苦労して集めた留学資金を使い果たしてしまったという。

そんなどうしようもない野口を支えたのが、歯科医師の血脇守之助である。二人が出会ったのは、野口が医師免許を取る前のこと。野口の故郷である福島に、血脇が東京から出張診療に出かけたときに、偶然知り合うことになった。

血脇が苦学生の野口を励まそうと「東京に来る機会があれば立ち寄りなさい」と声をかけたのを真に受けて、野口は上京。強引に転がり込んで、生活の面倒をみてもらっている。野口にとって血脇はまさに恩人中の恩人だ。

野口が渡米前に、留学費用を飲み代に使い果たしたときも、やはり血脇が助けている。なんと自身で借金までして、資金をすぐに工面したのだ。そんな血脇の姿に、野口のことをよく知らない周囲はこう言っていたという。

「あんな男に、学費を出すなんて、馬鹿げているよ」

一体、なぜ血脇はそこまでして野口を支援したのだろうか。それは野口の勤勉さに心を打たれたからである。

最初に出会ったときに血脇が野口に声をかけたのは、汗だくで一心不乱に医学の原書を読む姿に目を奪われたからだった。

上京後も学問へのひたむきな姿勢は変わらない。血脇のもとで野口は用務員の手伝いを誰よりも積極的に行いながら、勉学に励み、20歳で医師免許を取得。渡米後、ロックフェラー医学研究所で昼夜を問わずに研究に打ち込んだ。所長のフレクスナー博士はこう舌を巻いたという。

「一体、日本人はいつ寝るのか」

野口は類いまれな「努力する才能」によって、応援する人の心に火をつけて、大きな飛躍を遂げたのである。

野口英世的結論
情熱を燃やせば周囲がカバーしてくれる

文 真山知幸
著述家。ベストセラー シリーズ『ざんねんな偉人伝』（学研プラス）のほか、『泣ける日本史』（文響社）、『偉人メシ伝』（笠間書院）など、偉人や名言をテーマに著作多数。『偉人名言迷言事典』（笠間書院）では偉人100人の言葉と人生を一冊にまとめた。最新刊は『文豪が愛した文豪』（彩図社）。

東京司法書士会の活動

Activity Report

司法書士制度 150周年記念事業のご報告

司法書士制度は、1872（明治5）年のスタートから、2022年で150周年を迎えました。東京司法書士会ではそれを記念して、以下の2つの事業を行いました。

❶ 4コマ漫画コンテスト

「相続」をテーマとした4コマ漫画を一般公募。397件の応募作から、イラストレーターのさいとうなおき氏や、漫画家の神山丈瑠氏などの審査員による受賞作品4作に加え、入選10作、特別賞4作を選出しました。たくさんのご応募、誠にありがとうございました。受賞作品は、今後本誌上でもご紹介していきます。

すべての受賞・入選作品を特設サイトにてご覧いただけます。

https://150th.tokyo/lp/award/

❷ 1日無料電話相談会

2022年11月5日に、無料の「相続なんでも電話相談会」を開催しました。

4コマ漫画コンテスト
東京司法書士会会長賞
西脇 幸司様「そうぞく会議」

高校生等に向けての法律教室を開催

東京司法書士会では、都内の高校生等を対象とした法律教室を、年間を通して無料で開催しています。昨年10～12月には、都立高校2校、私立高校3校で実施。成年年齢引き下げや契約の基礎、選挙権、アルバイトにおける労働トラブルなどについてお話しし、クイズやグループでの意見交換なども行いました。

近年、若い世代にも悪質商法や多重債務等に関するトラブルや被害が増加しています。基本的な法律知識を身につけることが、被害予防につながります。法律教室の申し込みについては、東京司法書士会のホームページをご覧ください。

都立上水高等学校での法律教室の様子

司法書士ミニヒストリー

司法書士のルーツは、江戸時代に農民が訴訟を起こすときに手助けをし、書類の作成や手続代行も行っていた「公事宿（くじやど）」と考えられています。江戸の昔から必要とされてきた「いざというときのサポート役」は、今の司法書士にしっかりと受け継がれています。

今回の表紙
喜多川歌麿「北国五色墨（ほっこくごしきずみ） おいらん」

ⓒ公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団

faro ファーロ
ファーロ faro 2023 spring vol.59 ／2023年3月23日発行
発行元：東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37
TEL.03-3353-9191
発行責任者：安藤剛史
編集人：佐藤マリン　星寛志　池谷昌亮　手代木美保
制作：株式会社一粒舎　印刷：柳本印刷株式会社

東京司法書士会では**無料法律相談**を実施しています

※新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、予告なく変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

一人で悩まず、司法書士にご相談ください

公認キャラクター しほたん

遺言のことを聞きたい

相続の問題で困っている

会社をつくりたいけどどうしよう

クレジット・サラ金の問題で悩んでいる

不動産の名義変更をしたい

成年後見制度を使うには？

友人とのお金の貸し借りで困っている

弟と遺産争いに…

隣家と境界線でトラブルに

電話で相談したい

司法書士ホットラインにお電話ください

昼 10:00〜15:45

平日（月〜金曜）

03-3353-2700

夜 17:00〜19:45

水・木曜（祝日除く）

042-540-0663

会って相談したい

2か所の相談センターがあります。まずは、電話でご予約ください

四 谷

東京司法書士会総合相談センター

新宿区四谷本塩町4-37
（JR四ツ谷駅から徒歩5分）

電話予約はこちら

03-3353-9205

平日 9:00〜12:00/13:00〜17:00

※男性相手には話しにくい悩み事の場合などは、女性司法書士への相談を希望することもできます（女性の方のみ）。電話予約の際に、その旨お伝えください。

立 川

三多摩総合相談センター

立川市曙町2-34-13
オリンピック第3ビル202-A
（JR立川駅から徒歩6分）

電話予約はこちら

042-548-3933

平日 10:00〜16:00

もめごとを当事者同士で解決したい

調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いします

裁判ではなく、話し合いによる解決をめざします

日常生活の中で起こる親族や近隣住人などとのトラブルは、できれば裁判ではなく、今後の付き合いのことも考えて、当事者同士の話し合いで解決したいもの。でも、当事者だけでは感情的になってしまったり、法律の専門知識がなくて話し合いが進まない、そんな場合は調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いをします。

お問い合わせはこちら

03-3353-8844

平日 9:00〜12:00/13:00〜17:00

お電話またはHPでお申し込みください！

出張による相談にも対応しています

お体の事情などで常設相談会にお越しいただくことが困難な方（東京在住の方のみ）を対象に、予約制で、地域の役所や学校などの公共施設、高齢者施設などへの司法書士の出張相談を行っています。

※お申し込みは、施設などを通してお願いします。

お問い合わせはこちら

03-3353-9191

（東京司法書士会事務局）
平日 9:00〜12:00/13:00〜17:00

東京司法書士会のHPからもお申し込みいただけます

東京司法書士会

https://www.tokyokai.jp/

視覚障がいの方のための音声コード（Uni-Voice）です